

2. 細 則

社団法人 日本溶接協会 新細則

(平成11年9月29日理事会審議案)

この細則は、社団法人日本溶接協会（以下本会という）定款第48条に基づくもので、定款の施行に必要な事項を定める。

第1章 会 員

(入会の手続)

第1条 団体会員及び個人会員の入会は、理事会の承認を要する。

2 団体会員は、本会に対する代表者（特級5人、1級4人、2級3人、3級2人）を決定して所定の入会申込書により申込むものとする。

3 個人会員の入会は、推薦によるものとし、その方法は理事会の議決を得て別に定める規則による。

(入会金及び会費の納入)

第2条 会員は、第3条に規定した入会金及び会費を納めなければならない。

2 会費は1年ごとに前納することを原則とする。ただし、団体会員の会費は上期・下期に分けて納入することができる。

3 団体会員が年度の中で下級へ変更した場合は、既納の会費は払い戻しをしない。

4 会員が退会した場合、既納の会費は払戻しをしない。

(入会金及び会費の金額)

第3条 本会の入会金及び会費は次表のとおりとする。ただし、個人会員の入会金及び会費は、免除する。

2 団体会員が年度の中で入会したときの会費は、入会の月から年度末迄の分に対し、月割で計算した金額とする。

3 団体会員が年度の中で等級を変更したときの会費は、級変更の月から年度末迄の分に対し、月割で計算した金額とする。

4 この入会金及び会費の変更は総会の議決を得

るものとする。

級 別	入会金	会費（年額）
特級	5,000 円	1級会費 2口以上
1級		525,000 円
2級		375,000 円
3級		275,000 円

第2章 役員，評議員，顧問，
名誉会長，相談役及び参与等

(定員)

第4条 定款第11条の理事、監事及び評議員の定員は次のとおりとする。

(1) 会長	1人
(2) 副会長	2人
(3) 専務理事	1人
(4) 理事	26人
(5) 監事	3人
(6) 評議員	111人

(評議員の配分)

第5条 評議員の定員を次のように配分する。

団体会員部門に対し	60人
個人会員部門に対し	41人
支部部門に対し	10人
計	111人

(理事の職務及び定員)

第6条 理事には次の会務担当理事を置き、定員は次のとおりとする。

(1) 総務担当理事	6人
(2) 財務担当理事	4人
(3) 認証担当理事	5人
(4) 部会・研究担当理事	5人
(5) 教育担当理事	3人
(6) 特別委員会担当理事	6人

2 総務担当理事は、庶務、企画、会員、表彰、支

部に関する事項、会務及び事業報告書、事業計画書の作成等の業務を担当する。

- 3 財務担当理事は、出納の管理、資産の保管、予算、決算報告書の作成等の業務を担当する。
- 4 認証担当理事は、溶接技術者、溶接技能者、マイクロ溶ダリング要員の認証及び事業者・製品等の認定に関する業務を担当する。
- 5 部会・研究委員会担当理事は、専門部会及び研究委員会の活動に関する業務を担当する。
- 6 教育担当理事は、溶接技術の教育に関する業務を担当する。
- 7 特別委員会担当理事は、規格、広報出版、国際活動、安全環境、特許及び全国溶接技術競技会に関する業務を担当する。
- 8 会務担当理事は、理事会の議決を得て、会長がこれを委嘱する。各会務担当理事のうち1人を主任とし、担当会務の代表者とする。
- 9 専務理事は、会長、副会長及び各会務担当理事の意を体し、渉外、内務を担当する。
また、専務理事は、有給とすることができる。
その給与の報酬額等は理事会できめる。

(顧問、名誉会長及び相談役)

- 第7条 役員の経験を有し、本会の目的達成に顕著な功績のあった者は、理事会の議決を得て、定款第19条の顧問にすることができる。
- 2 第1項の顧問のうち会長として永年にわたり本会の目的達成に特に顕著な功績のあった者は、理事会の議決を得て、名誉会長にすることができる。
 - 3 第1項の顧問のうち2期以上にわたり会長を経験し、本会の目的達成に特に顕著な功績のあった者は、理事会の議決を得て、相談役にすることができる。

(参与)

- 第8条 企業又は国公立機関等を退職した者で、本会の専門部会又は委員会等の重要な業務に関与している者は、理事会の議決を得て、定款第19条の参与にすることができる。

(技術アドバイザー)

- 第9条 企業又は国公立機関等を退職した者で、本会活動に関与し、溶接技術の普及啓蒙に重要

な役割を担っている者は、理事会の議決を得て、技術アドバイザーにすることができる。

(顧問、参与及び技術アドバイザーの職務等)

- 第10条 顧問及び参与の職務並びに技術アドバイザーの職務及び任期等は理事会で別に定める規則による。

第3章 会議

(総会の表決権)

- 第11条 総会における表決権は、正会員がそれぞれ1個持つ。

(書面審議)

- 第12条 本会の会議のうち臨時総会、評議員会及び理事会において特別の事情がある場合は、定款の改正、本会の解散及び残余財産の処分を除き、その議決は、書面をもって代えることができる。

(理事会の開催)

- 第13条 理事会は、毎月1回開催することを原則とする。ただし、理事会の議決を得て、臨時に開催又は、休会することができる。

第4章 会長、監事及び 評議員の選出と補充

(会長、監事及び評議員の定期選挙)

- 第14条 会長、監事及び評議員の定期選挙は、2月1日から通常総会までの間に行う。
2 会長、監事及び評議員の選挙手続は、理事会で定める選挙規則による。

(補充及び任期)

- 第15条 会長が欠けた場合、会長の残任期間が1年以上に及ぶときは、残任期間の会長は選挙により決定する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。残任期間が1年未満のときは、定款第15条第3項による。
2 理事に欠員を生じ、会務に支障がある場合は、評議員会の議を経て、これを補充することができる。
3 監事に欠員を生じ、会務に支障がある場合は、

選挙によりこれを補充する。

- 4 評議員に欠員を生じ、会務に支障がある場合は、他の現任者が選出された選挙の次点の者を繰上げて補充することができる。

第5章 支部

(設置)

第16条 本会に定款第33条に基づき支部を置く。

- 2 支部は設立された地域への溶接技術の普及啓蒙を図る事を目的とし、本会との関係は商法の代理商の規定(商法第46条から第51条まで)を準用する。

- 3 支部の管轄地域は、定款第33条による。ただし、特に必要な場合には、理事会の議決を得て変更することができる。

(支部規則)

第17条 各支部は、支部規則を定めて運営する。

支部規則の新設及び改正は、支部総会の議決を得た後、理事会の承認を要する。

(支部会員)

第18条 支部は、原則として支部団体会員及び支部個人会員で構成する。ただし、必要に応じて賛助会員を設けることができる。

- 2 支部団体会員は、支部の地域に所在し、溶接に関する事業又は業務を行っている会社、事業所又は営業所等で支部の事業活動を支持するものとする。
- 3 支部個人会員は、溶接に関し学識又は経験を有するもので、支部理事会で承認された個人とする。
- 4 賛助会員は、支部の目的遂行に協力と援助を与えるものとする。

(支部運営規則)

第19条 支部の指導、管理及び監督等に関する事項は、理事会の議決を得て別に定める支部運営規則等による。

第6章 資産及び会計

(資産の種類)

第20条 本会の資産を分けて基本財産、特定財産及び運用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、理事会及び評議員会で編入の議決をした資産及び基本財産に指定された寄附金品で構成する。

- 3 特定財産は、次の各号のいずれかに該当する資産で、理事会が特定財産への編入を議決したものとする。

(1) 基本財産に準ずるもの

(2) 特定の目的で積み立てられるもの

(3) 長期運用のために留保されるもので、前2号に該当しないもの

- 4 運用財産は、基本財産又は特定財産のいずれにも属しない資産とする。

(基本財産)

第21条 基本財産のうち、現金は理事会の議決によって、確実な有価証券、定期郵便貯金、信託貯金又は定期預金にすることができる。

- 2 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会及び総会の議決を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(寄附金品)

第22条 寄附金品を受けることの可否は理事会で決定する。

- 2 寄附金品の一部又は全部は、理事会及び評議員会の議決を得て、基本財産に編入することができる。ただし、寄附者の指定があるものは、その指定に従う。

(経費の支弁)

第23条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

- 2 特定財産を取り崩すときは、理事会の議決を得なければならない。

(決算の承認)

第24条 会長は、毎事業年度終了後2カ月以内に下記の書類を作成し、事業報告書及び会員の異動状況書とともに監事の意見書を付け、理事会、評議員会及び総会の承認を得なければならない。

(1) 収支決算書

- (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 基本財産、特定財産編入及び運用財産の繰越に関する議案
- 2 本会の収支決算において、運用財産に繰越金が生じたときは、理事会及び評議員会の議決を得、かつ、総会の承認を得て、その一部又は全部を基本財産若しくは特定財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(予算の届出)

第25条 本会の事業計画に伴う予算は、理事会、評議員会及び総会の議決を得て、毎事業年度開始後3カ月以内に通商産業大臣に届け出なければならない。

(借入金)

- 第26条 本会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を得、かつ、総会の承認を得なければならない。
- 2 この借入金を行うときは、速やかに通商産業大臣に届出なければならない。

(重要事項の議決)

第27条 本会は、次の各号の事項を行うときは、理事会、評議員会及び総会の議決を得なければならない。

- (1) 第21条第2項の事項
- (2) 前条の事項
- (3) 収支予算で定めていない、本会の新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要な事項

第7章 本会の運営、企画及び管理に関する委員会

(委員会の種類)

第28条 本会に定款第30条又は第33条に基づき、次の運営、企画、管理、教育及び支部に関する委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 会務に関する委員会
 - 総務委員会
 - 財務委員会

- 不動産管理委員会
- (3) 特別委員会
 - 規格委員会
 - 広報出版委員会
 - 国際活動委員会
 - 安全環境委員会
 - 特許委員会
 - 全国溶接技術競技会運営委員会
- (4) 教育に関する委員会
 - 溶接技術者教育委員会
 - マイクロソルダリング教育委員会
 - IIW スキーム準備委員会
- (5) 支部に関する委員会
 - 全国支部委員会
 - 地区支部委員会(9地区支部委員会)

第1節 運営委員会

(業務)

第29条 運営委員会は、次の業務を行う。

- (1) 本会全般の事業方針(案)の検討
- (2) 本会全般の財政方針(案)の検討
- (3) その他必要と認められる業務

- 2 運営委員会は、必要に応じ、会長がこれを招集する。
- 3 運営委員会における検討の状況及び結果を理事会に説明する。

(委員会構成及び委嘱)

第30条 運営委員会は、会長及び理事若干名で構成する。

- 2 運営委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。
- 3 前項の副委員長及び委員は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

(経費)

第31条 運営委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

(委員会規則及び任期等)

第32条 運営委員会は、理事会の議決を得て定める、委員会規則によって運営する。

- 2 運営委員会の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任は前項の委員会規則による。

(委員会の改廃)

第33条 運営委員会の改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第2節 会務に関する委員会

(業務)

第34条 総務委員会は次の業務を行う。

- (1) 本会全般の会務の検討
- (2) その他必要と認められる業務

2 財務委員会は次の業務を行う。

- (1) 本会の予算及び決算の検討
- (2) その他必要と認められる業務

不動産管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 本会の不動産の維持及び管理
- (2) 本会の不動産の維持、管理及び運営のための費用の徴収と支払
- (3) その他必要と認められる業務

(委員会構成及び委嘱)

第35条 会務に関する各委員会は、その業務に必要と認められる個人会員、団体会員に属する専門家及び学識経験者で構成する。

2 会務に関する各委員会に、委員長1人、副委員長2人以内、幹事及び委員若干名を置く。

3 前項の各委員長は、原則として理事とし、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第36条 会務に関する各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

2 会務に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任については定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第37条 会務に関する各委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

(事業計画及び報告)

第38条 会務に関する各委員長は、年度ごとに事

業報告書及び次年度の事業計画を理事会及び評議員会へ提出して承認を得なければならない。また、理事会の開催ごとに業務報告をし、理事会の承認を得なければならない。

(監査)

第39条 会務に関する委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

(委員会の新設及び改廃)

第40条 会務に関する委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第3節 特別委員会

(規格委員会)

第41条 規格委員会は次の業務を行う。

- (1) 日本工業規格(JIS)の溶接関係規格原案の審議及び日本溶接協会規格(WES)の作成に関する業務
- (2) 国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)の溶接関係規格の制定・改廃に関する審議等の業務
- (3) 溶接関係内外規格の調査
- (4) その他必要と認められる業務

(広報出版委員会)

第42条 広報出版委員会は、出版物を監修するほか、本会の出版事業の管理を行う。

(国際活動委員会)

第43条 国際活動委員会は、次の業務を行う。

- (1) 国際活動に関する企画及び立案
- (2) その他必要と認められる業務

(安全環境委員会)

第44条 安全環境委員会は次の業務を行う。

- (1) 溶接作業及び環境の安全及び衛生に関する調査及び検討
- (2) 溶接作業及び環境の安全及び衛生に関する関係団体との協力
- (3) その他必要と認められる業務

(特許委員会)

第45条 特許委員会は次の業務を行う。

- (1) 溶接関係特許の調査及び検討
- (2) 特許庁及び溶接特許に関連する団体との協力
- (3) その他必要と認められる業務

(全国溶接技術競技会運営委員会)

第46条 全国溶接技術競技会運営委員会は次の業務を行う。

- (1) 全国溶接技術競技会の開催
- (2) 全国溶接技術競技会の審査
- (3) その他必要と認められる業務

(委員会構成及び委嘱)

第47条 特別委員会の各委員会は、その業務に必要と認められる個人会員及び団体会員に属する専門家並びに学識経験者で構成する。

- 2 特別委員会の各委員会に、委員長1人、副委員長2人以内、幹事及び委員若干名を置く。
- 3 特別委員会の各委員長は、理事会の議決を得て、副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第48条 特別委員会の各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

- 2 特別委員会の各委員会の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任については定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第49条 特別委員会の各委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

(監査)

第50条 特別委員会の各委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

(事業計画及び報告)

第51条 特別委員会の各委員会の事業報告、会計報告、事業計画及び予算については第38条の規定を準用する。

(委員会の新設及び改廃)

第52条 特別委員会の各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第4節 教育に関する委員会

(溶接技術者教育委員会)

第53条 溶接技術者教育委員会は、次の業務を行う。

- (1) 溶接技術者の教育に関する基本方針の立案
- (2) 溶接技術者に関する技術教育の実施、研修会等の開催
- (3) その他溶接技術者の教育に関する必要な業務

(マイクロソルダリング教育委員会)

第54条 マイクロソルダリング教育委員会は、次の業務を行う。

- (1) マイクロソルダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータの教育に関する基本方針の立案
- (2) マイクロソルダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータに関する技術教育の実施、研修会等の開催
- (3) その他マイクロソルダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータの教育に関する必要な業務

(IIW スキーム準備委員会)

第55条 IIW スキーム準備委員会は、次の業務を行う。

- (1) IIW スキームへの対応に関する基本方針の立案
- (2) IIW スキームへの対応の検討
- (3) その他 IIW スキームへの対応に必要な業務

(委員会構成及び委嘱)

第56条 教育に関する各委員会に、委員長1人、副委員長2人以内、幹事及び委員若干名を置く。

- 2 前項の各委員長は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第57条 教育に関する各委員会は、委員会規則を

別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

- 2 教育に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の任期並びに重任については定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第58条 教育に関する各委員会のうち溶接技術者教育委員会及びマイクロソルダリング教育委員会に関する経費は研修会参加料等をもってまかなう。

- 2 IIW スキーム準備委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、一般会計及びその他の費用をあてる。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第59条 教育に関する各委員会の委員長は、年度ごとに当該年度の事業報告及び決算報告並びに次年度の事業計画及び収支予算を理事会及び評議員会へ提出して承認を得なければならない。

- 2 教育に関する各委員会の委員長は、理事会の開催ごとに事業報告及び決算報告を行い、理事会の承認を得なければならない。

(繰越金の処分)

第60条 溶接技術者教育委員会及びマイクロソルダリング教育委員会の決算に繰越金が生じたときは、理事会の議決を得て一般会計に編入するか、又は、次年度に繰越すものとする。

(委員会の新設及び改廃)

第61条 教育に関する委員会の新設及び改廃は理事会の議決を得て、決定する。

第5節 支部に関する委員会

(全国支部委員会の構成及び委嘱)

第62条 全国支部委員会の構成は、本部委員と各地区支部委員会の代表者で構成し、本部委員は、本会理事が務める。

- 2 全国支部委員会に委員長1人を置き、必要に応じ副委員長2人以内を置くことができる。
3 全国支部委員会の役員及び委員は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

(委員会規則)

第63条 全国支部委員会は、理事会の議決を得て、別に定める委員会規則によって運営する。

(経費)

第64条 全国支部委員会に必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

(地区支部委員会)

第65条 地区支部委員会は、別に定める地域的区分の支部を構成員とし、新設及び改廃は理事会の承認を要する。

- 2 各地区支部委員会は、それぞれ地区支部委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。
3 各地区支部委員会の指導、管理及び監督等に関する事項は、理事会の議決を得て、別に定める地区支部委員会運営規則等による。
4 本会は、原則として一般会計から別に定める基準に従い各地区支部委員会に補助金を交付する。

第8章 調査研究に関する部会・委員会

(専門部会等)

第66条 本会に定款第31条に基づき専門部会、研究委員会、臨時専門委員会を置く。

第1節 専門部会

(種類)

第67条 本会の定款第31条に基づく専門部会は次のとおりとする。

- (1) 溶接棒部会
- (2) 電気溶接機部会
- (3) ガス溶断部会
- (4) 船舶・鉄構海洋構造物部会
- (5) 航空機部会
- (6) 機械部会
- (7) 車両部会
- (8) 自動車部会
- (9) 建設部会
- (10) 鉄鋼部会
- (11) 貴金属ろう部会

(構成及び委嘱)

- 第68条 各専門部会は、部会の事業に係る団体会員をもって構成する。
- 2 各専門部会は、必要に応じて個人会員及び学識経験者等を部会の活動に参加させることができる。
- 3 各専門部会に部会長1人、副部会長2人以内、監事2人以内及び幹事若干名を置く。
- 4 各専門部会会長は、当該部会の推薦により、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。
- 5 副部会長及び監事は、当該部会長の推薦により会長が委嘱する。幹事は部会長が委嘱する。

(部会規則及び任期等)

- 第69条 各専門部会は、別に部会規則を定めて運営し、部会規則の改廃は、理事会の承認を要する。
- 2 各専門部会の部会長以下役員の任期及び重任は、定款第16条の規定を準用する。

(経費)

- 第70条 各専門部会の運営に必要な経費は、各部会ごとに定める部会費及びその他の費用をあてる。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

- 第71条 各専門部会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

- 第72条 各専門部会の決算に繰越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(新設及び改廃)

- 第73条 専門部会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て、決定する。

第2節 研究委員会

(構成及び委嘱)

- 第74条 研究委員会の各委員会は、会員の要望を考慮して定める事業内容に賛同した団体会員及び個人会員で構成する。必要な場合には、学識経験者等を参加させることができる。
- 2 各研究委員会に委員長1人、監事2人以内、

委員及び幹事若干名を置く。必要に応じ副委員長2人以内を置くことができる。

- 3 各研究委員会の委員長は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。副委員長及び監事は、委員長の推薦により会長が委嘱する。委員及び幹事は、委員長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

- 第75条 各研究委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。
- 2 各研究委員会の委員長以下役員の任期及び重任は、定款第16条の規定を準用する。

(経費)

- 第76条 各研究委員会の運営に必要な経費は、各研究委員会ごとに定める会費及びその他の費用をあてる。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

- 第77条 各研究委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

- 第78条 各研究委員会の決算に繰越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(新設及び改廃)

- 第79条 研究委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て、決定する。

第3節 臨時専門委員会

(構成及び委嘱)

- 第80条 臨時専門委員会の各委員会は、当該委員会の目的達成に必要な団体会員、個人会員及び委託者の推薦する委員で構成する。
- 2 臨時専門委員会の各委員会に委員長1人、監事2人以内、委員及び幹事若干名を置く。必要に応じ副委員長2人以内を置くことができる。
- 3 臨時専門委員会の各委員会の委員長は、理事会の議決を得て、副委員長及び監事は、委員長の推薦により会長が委嘱する。委員及び幹事は、委員長が委嘱する。

(委員会規則及び任期等)

第81条 各臨時専門委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

2 各臨時専門委員会の委員長以下役員の任期及び重任は、定款第16条の規定を準用する。

(経費)

第82条 臨時専門委員会の各委員会は、諸官庁及び民間事業団体からの補助又は委託費により調査、研究を行う。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第83条 臨時専門委員会の各委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(委員会の新設及び改廃)

第84条 臨時専門委員会の各委員会の新設及び改廃は理事会の議決を得て、決定する。

第9章 認証及び認定に関する委員会

(種類)

第85条 本会に定款第32条に基づき、認証及び認定に関する委員会を置く。

- (1) 要員認証管理委員会
- (2) 事業者・製品等の認定に関する委員会
 - 鋼種等認定委員会
 - ガス溶断器認定委員会
 - 溶接検査認定委員会

第1節 要員の認証に関する委員会

(要員認証管理委員会)

第86条 要員認証管理委員会は、要員の認証に関する業務を統括する。

2 要員認証管理委員会に、次の委員会を置く。

- (1) 溶接技能者認証委員会
- (2) 溶接技術者認証委員会
- (3) マイクロソルダリング要員認証委員会

(溶接技能者認証委員会)

第87条 溶接技能者認証委員会は、日本工業規格

(JIS)及び日本溶接協会規格(WES)等に基づく溶接技能者認証に関する業務を行う。

2 溶接技能者認証委員会は、北海道、東北、東部、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州の各地区に溶接技能者評価委員会として地区溶接技術検定委員会を置き、溶接技能者の評価業務を遂行する。

3 各地区溶接技術検定委員会の分担区域は次のとおりとする。

- (1) 北海道地区 北海道全域
- (2) 東北地区 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の6県
- (3) 東部地区 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川、山梨・新潟・長野の1都9県
- (4) 中部地区 静岡・愛知・岐阜・三重の4県
- (5) 北陸地区 富山・石川・福井の3県
- (6) 関西地区 大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山の2府4県
- (7) 中国地区 岡山・広島・鳥取・島根・山口の5県
- (8) 四国地区 徳島・香川・愛媛・高知の4県
- (9) 九州地区 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の8県

(溶接技術者認証委員会)

第88条 溶接技術者認証委員会は、ISO規格(ISO 14731)/日本溶接協会規格(WES 8103)に基づく構造物の溶接施工・管理に関する技術者及び日本溶接協会規格(WES 8107)に基づく溶接作業指導者の認証業務を行う。

2 溶接技術者認証委員会に、溶接技術者評価委員会を置き、構造物の溶接施工及び管理に関する技術者の評価業務を遂行する。

3 溶接技術者認証委員会に、溶接作業指導者運営委員会を置き、溶接作業指導者の評価業務を遂行する。

(マイクロソルダリング要員認証委員会)

第89条 マイクロソルダリング要員認証委員会は、日本工業規格(JIS)及び日本溶接協会規格

(WES)等に基づくマイクロ溶ダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ、オペレータの認証に関する業務を行う。

- 2 マイクロ溶ダリング要員認証委員会に、マイクロ溶ダリング要員評価委員会を置き、マイクロ溶ダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ、オペレータの認証に関する評価業務を遂行する。

(委員会規則)

第90条 要員認証に関する各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

(委員会構成、委嘱及び任期等)

第91条 要員認証に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の構成、委嘱、任期等については各委員会で定める委員会規則による。

(経費)

第92条 要員認証に関する各委員会が行う認証等に要する費用は、認証料等をもってまかなう。

(認証に関わる料金及び手続)

第93条 前条の各委員会における認証料等の金額及び認証手続に関しては理事会の議決を得て、別に定める規則等による。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第94条 要員認証に関する各委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

第95条 要員認証に関する各委員会の決算に繰越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(監査)

第96条 要員認証に関する各委員会の業務及び会計監査は、本会監事が行う。

(新設及び改廃)

第97条 要員認証に関する各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第2節 事業者・製品等の認定に関する委員会
(種類及び業務)

第98条 鋼種等認定委員会は、溶接構造用鋼材の認定及びその鋼材に用いる溶接材料の認定並びに特殊な溶接構造物の材料、施工、設計及び試験検査の開発に関する特別認定の業務を行う。

2 ガス溶断器認定委員会は、ガス溶断関係機器の認定を行う。

3 溶接検査認定委員会は、溶接構造物の非破壊検査事業者等及びその技術者の認定業務を行う。

(経費)

第99条 認定に関する各委員会が行う認定等に要する費用は認定料等をもってまかなう。

(認定に関わる料金及び手続)

第100条 前条の各委員会における認定料等の金額及び認定手続に関しては理事会の議決を得て、別に定める規則等による。

(委員会規則、委嘱及び任期等)

第101条 認定に関する各委員会は、委員会規則を別に定めて運営し、委員会規則の改廃は、理事会の承認を要する。

2 認定に関する各委員会の委員長は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

3 認定に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の構成、任期等については各委員会で定める委員会規則による。

(事業報告及び計画並びに収支決算及び予算)

第102条 認定に関する各委員会の事業報告及び収支決算並びに事業計画及び収支予算については第59条の規定を準用する。

(繰越金の処分)

第103条 認定に関する各委員会の決算に繰越金が生じたときは、第60条の規定を準用する。

(監査)

第104条 認定に関する各委員会の業務及び会計監査は、本会監事が行う。

(新設及び改廃)

第105条 認定に関する各委員会の新設及び改廃は、理事会の議決を得て決定する。

第10章 表彰

(種類)

第106条 本会は、定款第4条第5号に基づく表彰として日本溶接協会賞、優秀溶接技能者表彰及び支部役員等の表彰を行う。

2 日本溶接協会賞は、次の賞とする。

(1) 功績賞(本会事業に特に顕著な功績のあった者)

(2) 功労賞(本会事業に顕著な功労のあった者)

(3) 業績賞(本会の専門部会及び委員会の長として主導的な立場で貢献した者)

(4) 貢献賞(本会及び溶接業界で大きく貢献した者)

(5) 会長特別賞(本会の部会及び委員会において積極的に活動する者)

(6) 技術賞(溶接技術の発展に大きく寄与した、又は、それを期待できる技術を開発した者)

(7) 溶接注目発明賞(注目するに値する溶接関係の特許又は実用新案の発明者及び考案者)

3 優秀溶接技能者表彰は、全国溶接技術競技会における優秀技能者の表彰とする。

4 支部役員等の表彰は、支部からの申請による。

(実施規則)

第107条 前条の表彰の審査等に関しては、それぞれ理事会の議決を得て、別に定める規則によって行う。

(経費)

第108条 表彰に関する必要な経費は、理事会の議決を得て、原則として一般会計から支出する。

第11章 事務局、職員及び 嘱託職員

(事務局)

第109条 本会の業務を遂行するため、本会事務

所に事務局を置く。

2 事務局は本会全般の事務を処理する。このほか理事会の議決を得て、必要な地に地方事務局を置くことができる。

3 事務局の事務遂行に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める規則による。

(職員)

第110条 定款第47条に規定する職員は、職員及び嘱託職員とする。

2 職員の就業規則及び給与に関する規則等は、別に定める。

第12章 雑則

(議事録の作成)

第111条 総会、評議員会及び理事会の決議事項は、議事録を作成し、保存しなければならない。

(機関誌・紙)

第112条 本会は機関誌・紙としての機能を有する「溶接技術」(誌)及び「溶接ニュース」(紙)を監修する。

(規則)

第113条 本細則の施行に必要な規則等は、理事会の議決を得て、別に定める。

(細則の変更)

第114条 本細則を変更する場合は、理事会の議決を得なければならない。ただし、第3条で定める本会の入会金及び会費の変更は、総会の議決を得るものとする。

附 則

(施行日)

本細則は、平成11年 月 日から施行する。

社団法人 日本溶接協会 現細則

昭和32年05月02日	制 定	昭和46年05月28日	一部変更	昭和57年04月28日	一部変更
昭和33年02月25日	一部変更	昭和48年05月26日	一部変更	昭和58年03月25日	一部変更
昭和35年06月01日	一部変更	昭和49年04月24日	一部変更	昭和58年04月27日	一部変更
昭和36年12月22日	一部変更	昭和50年05月30日	一部変更	昭和58年10月25日	一部変更
昭和38年05月28日	一部変更	昭和51年04月28日	一部変更	昭和60年04月24日	一部変更
昭和39年02月01日	一部変更	昭和52年04月27日	一部変更	昭和60年10月16日	一部変更
昭和40年04月23日	一部変更	昭和53年04月26日	一部変更	昭和62年04月28日	一部変更
昭和41年05月27日	一部変更	昭和54年04月25日	一部変更	昭和63年04月27日	一部変更
昭和42年04月21日	一部変更	昭和54年10月01日	一部変更	平成02年10月31日	一部変更
昭和43年07月13日	一部変更	昭和55年05月28日	一部変更	平成04年05月15日	一部変更
昭和45年04月30日	一部変更	昭和56年04月30日	一部変更	平成10年05月27日	一部変更

この細則は、社団法人日本溶接協会（以下本会という）定款第48条に基づくもので、定款の施行に必要な事項を定める。

第1章 会員及び会費

第1条 会員資格の取得は、理事会の承認を要する。

第2条 団体会員は、本会に対する代表者（特級5名、1級4名、2級3名、3級2名）を決定して所定の入会申込書により申込みものとする。

第3条 団体会員は、第7条に規定した入会金及び会費を納めなければならない。

第4条 年度の中で、入会又は団体会員が等級を上級へ変更したときは、入会又は級変更の月から次の年度迄の分に対し、月割で計算した金額を会費として納めるものとする。ただし、下級へ変更した場合は、既納の会費は払い戻しをしない。

第5条 会費は1年ごとに前納することを建前とする。ただし、前・後期に分けて各期ごとに前納することができる。

第6条 会員が脱会した場合、既納の会費は払戻しをしない。

第7条 本会の会費及び入会金は次表のとおりとする。

この入会金及び会費の変更は総会の議決を要する。

級 別	入会金	会費（年額）
特級	5,000 円	1級会費 2口以上
1 級		525,000 円
2 級		375,000 円
3 級		275,000 円

第8条 個人会員の推薦は、理事会の議を経て別に規則を定める。

第2章 役員・評議員・名誉会長・相談役・顧問及び参与

第9条 定款第18条による理事、監事及び評議員の定員は次のとおりとする。

1. 理 事 25名
2. 監 事 3名
3. 評議員 92名

第10条 評議員の定員を次のように配分する。

団体会員部門に対し	41名
個人会員部門に対し	41名
支部部門に対し	10名
計	92名

なお、配分の方法は第19条に規定した選挙規則による。

第11条 理事には次の会務担当理事を置く。

1. 庶務理事5名以内
2. 企画理事5名以内
3. 財務理事4名以内
4. 認定・認証理事4名以内
5. 組織理事4名以内
6. 出版理事3名以内

庶務理事は、人事、文書、その他庶務に関する事項、会務及び業務報告書の作成等の会務をつかさどる。

企画理事は、事業計画、事業の調整、その他の立案名々の会務をつかさどる。

財務理事は、出納の管理、資産の保管、予算、決算報告書の作成等の会務をつかさどる。

認定・認証理事は、認定、検定、承認及び検

査等に関する会務をつかさどる。

組織理事は、本会の組織及び機構に関する会務をつかさどる。

出版理事は、出版委員会に関する会務をつかさどる。

第11条の2 会務担当理事は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

第12条 専務理事は、会長、副会長及び各会務担当理事の意を体し、渉外、内務をつかさどる。

専務理事は、有給とすることができる。その給与の報酬額等は理事会で定める。

第13条 会長として永年にわたり本会の目的達成に特に顕著な功績のあった者は、評議員会の議を経て名誉会長とすることができる。

名誉会長に関する規則は、評議員会の議を経て別に定める。

第13条の2 2期以上にわたり会長を経験し、本会の目的達成に特に顕著な功績のあった者は、理事会の議を経て相談役とすることができる。

相談役に関する規則は、理事会の議を経て別に定める。

第13条の3 定款第28条による顧問は、役員の経験を有し、本会の目的達成に顕著な功績のあった者とし、理事会の議を経て顧問とすることができる。

顧問に関する規則は、評議員会の議を経て別に定める。

第14条 企業又は国公立機関等を退職した者で、本会の部会あるいは委員会等の重要な業務に参与している者は、理事会の議を経て参与することができる。

参与に関する規則は、評議員会の議を経て別に定める。

第3章 会 議

第15条 総会における表決権は、個人会員は1人1個、2名以上の代表者を有する団体会員は、それぞれの代表者が総会に出席して1人1個の表決権を行使するものとする。

第16条 特別の事情がある場合は、定款第40条に規定した事項を除き臨時総会及び評議委員会の議決は、書面をもって代えることができる。

第17条 理事会は、毎月1回開催することを原則

とする。ただし、必要に応じ、臨時に開催又は、休会することができる。

第4章 会長・監事及び評議員の選出

第18条 会長・監事及び評議員の定期選挙は、2月1日より通常総会までの間に行う。

第19条 会長・監事及び評議員の選挙手続に関しては、別に評議員会の議を経て選挙規則を定める。

第5章 役員および評議員の補充

第20条 会長事故のため、その任期中辞任した場合は、会長の残任期間が1年以上に及ぶときは、残任期間の会長は選挙により決定する。

残任期間が1年未満の場合は、定款第20条による。

第21条 理事に欠員を生じ、会務に支障ある場合は、評議員会の議を経て、これを補充することができる。

第22条 監事に欠員を生じ、会務に支障ある場合は、選挙によりこれを補充する。

第23条 評議員に欠員を生じ、会務に支障ある場合は、前選挙の次点繰上げで補充することができる。

第6章 支 部

第24条 本会に定款第5条に基づき支部を置く。

第25条 各支部は、支部規則を定めて運営する。支部規則は、支部総会の議決を経て理事会の承認を要する。

第26条 支部は、原則として支部団体会員及び支部個人会員で構成する。必要に応じて賛助会員を設けることができる。

支部団体会員は、支部の区域に所在し、溶接に関する事業又は業務を行っている会社、事業所営業所等で支部の事業活動を支持するものとする。

支部個人会員は、溶接に関し、学識又は経験を有するもので、支部理事会で承認された個人とする。

賛助会員は、支部の目的遂行に協力と援助を与えるものとする。

第27条 支部の区域は、定款第5条の原則に従う

が、特に必要な場合には、理事会の議を経て変更することができる。

第28条 支部の指導、管理、監督等に関する事項は、理事会の議を経て別に定める支部運営規則等による。

第29条 支部は、別に定める地域的区分に従い、理事会の承認を得て、地区支部委員会を結成することができる。

第30条 各地区支部委員会は、地区支部委員会規則を定めて運営する。この規則は、地区支部委員会の議を経て理事会の承認を要する。

第31条 地区支部委員会の指導、管理、監督等に関する事項は、理事会の議を経て別に定める地区支部委員会運営規則等による。

第32条 本会に定款第5条及び第17条に基づき、全国支部委員会を置く。

第33条 全国支部委員会の構成は、本部委員と各地区支部委員会の代表者で構成する。

第34条 全国支部委員会に委員長1名を置く。必要に応じ副委員長2名以内を置くことができる。

第35条 全国支部委員会の役員及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第36条 全国支部委員会の役員及び委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

第37条 全国支部委員会の運営は、理事会の議を経て定める全国支部委員会規則による。

第38条 全国支部委員会に必要な経費は、理事会の議を経て一般会計から支出する。

第39条 全国支部委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

第40条 全国支部委員会の委員長は、年度ごとに事業報告書、会計報告書及び次年度の事業計画書、予算書を理事会に提出して承認を得なければならない。

第7章 専門部会

第41条 本会に定款第14条に基づき、次の専門部会を置く。

1. 溶接棒部会
2. 電気溶接機部会
3. ガス溶断部会
4. 船舶・鉄構海洋構造物部会
5. 航空機部会

6. 機械部会

7. 車両部会

8. 自動車部会

9. 建設部会

10. 鉄鋼部会

11. 貴金属ろう部会

第42条 各専門部会は、部会の事業に関係する団体役員をもって構成する。

各専門部会は、必要に応じて個人会員及び学識経験者等を部会の活動に参加させることができる。

第43条 各専門部会に部会長1名、副部会長2名以内、監事2名以内及び幹事若干名を置く。

第44条 各専門部会長は、該部会より推薦し、理事会の議を経て会長が委嘱する。副部会長及び監事は、該部会長の推薦により会長が委嘱する。幹事は部会長が委嘱する。

第45条 専門部会の各部会長以下役員の任期は、定款第25条の役員に準ずる。ただし、重任を妨げない。

第46条 各専門部会は、部会規則を定めて運営する。この部会規則は理事会の承認を要する。

第47条 各専門部会の運営に必要な経費は、各部会ごとに定める部会費及びその他の費用を充てる。

第48条 各専門部会長は、年度ごとに事業報告書及び会計報告書並びに次年度の事業計画及び予算を、理事会及び評議員会へ提出して承認を得なければならない。また、毎月理事会に業務報告及び会計報告をし、理事会の承認を得なければならない。

第49条 各専門部会の決算に繰越金が生じたときは、理事会の承認を得て本会資産に編入するか、又は次年度に繰越すものとする。

第50条 専門部会の新設、改廃は、評議員会の議を経て決定する。

第8章 研究委員会

第51条 本会に、定款第15条に基づき、研究委員会を置く。

研究委員会の各委員会は、会員の要望を考慮して定める事業内容に賛同する団体会員及び個人会員によって構成する。必要な場合には、学識経験者等を参加させることができる。

各研究委員会の運営に必要な経費は、各研究委員会ごとに定める会費その他の費用を充てる。

第52条 各研究委員会に委員長1名、監事2名以内、委員及び幹事若干名を置く。必要に応じて副委員長2名以内を置くことができる。

第53条 各研究委員会の委員長は、理事会の議を経て会長が委嘱する。副委員長及び監事は、委員長の推薦により会長が委嘱する。委員及び幹事は、委員長が委嘱する。

第54条 各研究委員会の委員長以下役員の任期及び重任については第45条に同じ。

第55条 各研究委員会は、それぞれ委員会規則を定めて運営する。この規則は、理事会の承認を要する。

第56条 各研究委員会の業務及び会計報告については第48条に準ずる。

第57条 各研究委員会の決算に繰越金が生じたときは、第49条に準ずる。

第58条 研究委員会の新設、改廃は理事会の議を経て決定する。

第9章 認定及び認証に関する委員会

第59条 本会に定款第16条に基づき、認定及び認証に関する委員会を置く。

1. 要員認証管理委員会
2. 鋼種等認定委員会
3. ガス溶断器認定委員会
4. 溶接検査認定委員会

第60条 認定及び認証に関する委員会の業務は次のとおりとする。

1. 要員認証管理委員会は、要員の認証に関する業務を統括する。
2. 鋼種等認定委員会は、溶接構造用鋼材の認定及びその鋼材に用いる溶接材料の認定並びに特殊な溶接構造物の材料、施工、設計、試験検査の開発に関する特別認定の業務を行う。
3. ガス溶断機認定委員会は、ガス溶断関係機器の認定を行う。
4. 溶接検査認定委員会は、溶接構造物の非破壊検査事業者等及びその技術者の認定業務を行う。

第61条 要員認証管理委員会に次の委員会を置

く。

1. 溶接技能者認証委員会
2. 溶接技術者認証委員会
3. マイクロソルダリング要員認証委員会

第62条 溶接技能者認証委員会は、日本工業規格(JIS)、日本溶接協会規格(WES)等に基づく溶接技能者認証に関する業務を行う。

第63条 溶接技能者認証委員会は、北海道、東北、東部、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州の各地区に溶接技能者評価委員会として地区溶接技術検定委員会を置き、溶接技能者の評価業務を遂行する。

各地区溶接技術検定委員会の分担区域は次のとおりとする。

北海道地区	北海道全域
東北地区	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 の6県
東部地区	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・新潟・長野 の1都9県
中部地区	静岡・愛知・岐阜・三重の4県
北陸地区	富山・石川・福井の3県
関西地区	大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山 の2府4県
中国地区	岡山・広島・鳥取・島根・山口の 5県
四国地区	徳島・香川・愛媛・高知の4県
九州地区	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の8県

第64条 溶接技術者認証委員会は、ISO規格(ISO 14731)/日本溶接協会規格(WES 8103)に基づく構造物の溶接施工・管理に関する技術者の認証業務及び日本溶接協会規格(WES 8107)に基づく溶接作業指導者の認定業務を行う。

第65条 溶接技術者認証委員会に、溶接技術者評価委員会を置き構造物の溶接施工・管理に関する技術者の評価業務を遂行する。

第66条 溶接技術者認証委員会に、溶接作業指導者運営委員会を置き溶接作業指導者の評価業務を遂行する。

第67条 マイクロソルダリング要員認証委員会は、日本工業規格(JIS)、日本溶接協会規格(WES)等に基づくマイクロソルダリング技術

者，インストラクタ，インスペクタ，オペレータの認証に関する業務を行う。

第68条 マイクロソルダリング要員認証委員会に、マイクロソルダリング要員評価委員会を置き、マイクロソルダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ、オペレータの認証に関する評価業務を遂行する。

第69条 認定及び認証に関する各委員会が行う認定・認証等に要する費用は認定料或いは認証料等をもってまかなう。

第70条 前条の各委員会における認定料或いは認証料等の金額並びに認定・認証手続きに関しては理事会の議を経て別に定める規則等による。

第71条 認定及び認証に関する各委員会は、それぞれ委員会規則を定めて運営する。この規則は理事会の承認を要する。

第72条 認定及び認証に関する各委員会の委員長以下役員及び役員の構成、委嘱、任期等については各委員会で定める委員会規則による。

第73条 認定及び認証に関する各委員会の業務及び会計報告並びに事業計画及び予算については第48条に準ずる。

第74条 認定及び認証に関する各委員会の決算に繰越金が生じたときは、第49条に準ずる。

第75条 認定及び認証に関する各委員会の業務及び会計監査は、本会監事が行う。

第76条 認定及び認証に関する委員会の新設、改廃は、評議員会の議を経て決定する。

第77条から第80条は欠番

第10章 表彰及び表彰委員会

第81条 定款第17条に基づき、表彰に関する規則は理事会の議を経て定める。

第82条 表彰に関する委員会（表彰委員会）は、前条による規則に基づき設置する。表彰委員会の各委員会の役員及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第83条 表彰委員会の各委員会に必要な経費は、理事会の議を経て原則として、一般会計から支出する。

第84条 表彰委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

第85条 表彰委員会の各委員会の業務及び会計は、第48条に準ずる。

第11章 特別委員会

第86条 本会に定款第17条に基づき、次の特別委員会を置く。

1. 規格委員会
2. 出版委員会
3. 安全衛生委員会
4. 特許委員会
5. 国際活動委員会

第87条 規格委員会は次の業務を行う。

1. 日本工業規格(JIS)の溶接関係規格原案の審議及び日本溶接協会規格(WES)の作成に関する業務。
2. 国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)の溶接関係規格の制定・改廃に関する審議等の業務。
3. 溶接関係内外規格の調査、その他必要と認められる業務。

第88条 出版委員会は、出版物を監修するほか、本会の出版事業の管理を行う。

第89条 安全衛生委員会は次の業務を行う。

1. 溶接作業及び環境の安全及び衛生に関する調査、検討
2. 溶接作業及び環境の安全及び衛生に関する関係団体との協力その他必要と認められる業務。

第90条 特許委員会は次の業務を行う。

1. 溶接関係特許の調査、検討。
2. 溶接関係特許に関する特許庁及び関連団体との協力、その他必要と認められる業務。

第91条 国際活動委員会は次の事業を行う。

国際活動に関する企画、立案。

第92条 特別委員会の各委員会は、その業務に必要と認められる個人会員及び団体会員に属する専門家並びに学識経験者で構成する。

第93条 特別委員会に、委員長1名、副委員長2名以内、幹事及び委員若干名を置く。

第94条 前条の各委員長は、理事会の議を経て、副委員長、幹事及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

第95条 特別委員会の各委員長以下の役員及び委員の任期及び重任については第45条に同じ。

第96条 特別委員会の各委員会は、それぞれ委員会規則を定めて運営する。この規則は、理事会

の承認を要する。

第97条 特別委員会の各委員会に必要な経費は、理事会の議を経て、原則として一般会計から支出する。

第98条 特別委員会の各委員会の業務及び会計報告については、第48条に準ずる。

第99条 特別委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

第100条 特別委員会の各委員会の新設、改廃は、評議員会の議を経て決定する。

第12章 臨時専門委員会

第101条 本会に定款第17条に基づき、臨時専門委員会を置くことができる。臨時専門委員会の各委員会は、諸官庁及び民間事業団体よりの補助又は委託費により調査、研究を行う。

第102条 臨時専門委員会の各委員会は、当該委員会の目的達成に必要な団体会員及び個人会員並びに委託者の推薦する委員で構成する。

第103条 臨時専門委員会の各委員会に委員長1名、監事2名以内、委員及び幹事若干名を置く。必要に応じ副委員長2名以内を置くことができる。

第104条 臨時専門委員会の各委員会の委員長は、理事会の議を経て、副委員長及び監事は、委員長の推薦により会長が委嘱する。委員及び幹事は、委員長が委嘱する。

第105条 臨時専門委員会の各委員会の委員長以下役員の任期及び重任については第45条に同じ。

第106条 臨時専門委員会の各委員会の業務及び会計報告については第48条に準ずるほか、業務及び会計については、理事会の議を経て別に定める規則による。

第107条 臨時専門委員会の各委員会の新設、改廃は理事会の議を経て決定する。

第13章 教育に関する委員会

第108条 本会に定款第17条に基づき、教育に関する委員会を置く。

1. 溶接技術者教育委員会
2. マイクロソルダリング教育委員会
3. IIW スキーム準備委員会

第109条 溶接技術者教育委員会は、次の事項を行う。

1. 溶接技術者の教育に関する基本方針の立案。
2. 溶接技術者に関する技術教育の実施、研修会等の開催。
3. その他溶接技術者の教育に関し必要な事項。

第110条 マイクロソルダリング教育委員会は、次の事項を行う。

1. マイクロソルダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータの教育に関する基本方針の立案。
2. マイクロソルダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータに関する技術教育の実施、研修会等の開催
3. その他マイクロソルダリング技術者、インストラクタ、インスペクタ及びオペレータの教育に関し必要な事項。

第111条 IIW スキーム準備委員会は、次の事項を行う。

1. IIW スキームへの対応に関する基本方針の立案。
2. IIW スキームへの対応の検討。
3. その他IIWスキームへの対応に必要な事項

第112条 教育に関する各委員会は、委員会規則を定めて運営する。この規則は、理事会の承認を要する。

第113条 教育に関する各委員会の委員長以下役員及び委員の構成、委嘱、任期等については各委員会で定める委員会規則による。

第114条 教育に関する各委員会のうち溶接技術者教育委員会及びマイクロソルダリング教育委員会に関する費用は研修会参加料等をもってまかなう。

また、IIW スキーム準備委員会に必要な経費は、理事会の議を経て、一般会計及びその他の費用を充てる。

第115条 教育委員会の各委員会の業務及び会計報告並びに事業計画及び予算については第48条に準ずる。

第116条 溶接技術者教育委員会及びマイクロソルダリング教育委員会の決算に繰越金が生じた

ときは、第49条に準ずる。

第117条 教育に関する委員会の改廃は評議員会の議を経て決定する。

第14章 会務委員会

第118条 本会に定款第17条に基づき、会務委員会を置くことができる。会務委員会に必要な経費は理事会の議を経て一般会計から支出する。

第119条 会務委員会の各委員会に委員長1名、委員及び幹事若干名を置く。必要に応じて副委員長2名以内を置くことができる。

第120条 前条の各委員長は、理事会の議を経て、原則として理事の中から会長が委嘱する。

副委員長、委員及び幹事は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

第121条 会務委員会の各委員会の役員及び委員の任期は2年以内とし、理事会の議を経て決定する。ただし、重任を妨げない。

第122条 会務委員会の各委員会の運営に関し、必要なときは理事会の議を経て委員会規則を定めることができる。

第123条 会務委員会の業務及び会計の監査は、本会監事が行う。

第124条 会務委員会の各委員会の業務及び会計は第48条に同じ。

第125条 会務委員会の各委員会の新設、改廃は理事会の議を経て決定する。

第15章 不動産管理委員会

第126条 本会に定款第17条に基づき、不動産管理委員会を置くことができる。

不動産管理委員会は、定款第46条に規定する理事会の業務の諮問機関とする。

第127条 不動産管理委員会は、次の事項を審議する。

1. 不動産の取得及び処分並びに貸借
2. 不動産の維持及び管理
3. 不動産の維持、管理及び運営のための費用の徴収と支払
4. その他必要と認められる事項

第128条 不動産管理委員会に委員長1名、副委員長及び監事それぞれ2名以内、委員及び幹事若干名を置く。

第129条 前条の委員長及び監事は理事会の議を経て、副委員長、委員及び幹事は委員長の推薦により、それぞれ会長が委嘱する。

第130条 委員長以下役員及び委員の任期は、第45条に同じ。

第131条 不動産管理委員会は、委員会規則を定めて運営する。この規則の制定及び改廃は、理事会の承認を要する。

第132条 不動産管理委員会の会計は、本会一般会計とは別途とし、毎月の定例理事会に報告して承認を得なければならない。

第133条 不動産管理委員会は、年度ごとに会務報告及び収支計算書並びに次年度の計画及び収支予算を理事会及び評議員会に提出して承認を得なければならない。

第134条 不動産管理委員会の改廃は、理事会の議決を経て決定する。

第16章 資産及び会計

第135条 本会の資産を分けて基本財産、特定財産及び運用財産の3種とする。

基本財産は、理事会及び評議員会で編入の議決をした資産及び基本財産に指定された寄附金品で構成する。

特定財産は、次の各号のいずれかに該当する資産で、理事会が特定財産への編入を議決したものとする。

1. 基本財産に準ずるもの
2. 特定の目的で積み立てられるもの
3. 長期運用のために留保されるもので、前2号に該当しないもの

運用財産は、基本財産又は特定財産のいずれにも属しない資産とする。

第136条 基本財産のうち、現金は理事会の議決によって、確実な有価証券、定期郵便貯金、信託貯金又は定期預金とする。

第137条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経てその一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

第138条 寄附金品を受けることの可否は理事会で決定する。

寄附金品の一部又は全部は、理事会及び評議員会の議決を経て基本財産に編入することができる。ただし、寄附者の指定があるものは、その指定に従う。

第139条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

特定財産を取り崩すときは、理事会の議決を経なければならない。

第140条 本会の事業計画に伴う予算は、理事会、評議員会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始後3カ月以内に通商産業大臣に届け出なければならない。

第141条 財務理事は、毎会計年度終了後2カ月以内に下記の書類を作成し、事業報告書及び会員の異動状況書とともに監事の意見書を付け、理事会、評議員会及び総会の承認を得なければならない。

1. 収支計算書
2. 正味財産増減計算書
3. 貸借対照表
4. 財産目録
5. 基本財産 特定財産編入及び運用財産の繰越に関する議案

本会の収支決算において、運用財産に繰越金が生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、総会の承認を経て、その一部又は全部を基本財産若しくは特定財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第142条 本会が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、総会の承認を得なければならない。

第143条 第137条及び前条の規定に該当する場

合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。

第17章 事務局、職員及び嘱託員

第144条 本会の業務を遂行するため、本会事務局に事務局を置く。事務局は本会全般の事務を処理する。この他理事会の議を経て必要の地に地方事務局を置くことができる。

第145条 事務局の事務遂行に関して必要な事項は、理事会の議を経て定める規則による。

第146条 会務を処理するため、理事会の議を経て、職員及び嘱託員若干名を置く。職員の就業規則、給与に関する規則等は、理事会の議を経て別に定める。

第18章 雑 則

第147条 総会、評議員会及び理事会の決議事項は、議事録を作成し、保存しなければならない。

第148条 本会は機関誌・紙としての機能を有する「溶接技術」(誌)及び「溶接ニュース」(紙)を監修する。

第149条 本細則の施行に必要な規則等は、理事会の議を経て別に定める。

第150条 本細則を変更する場合は、別段に定めのあるもののほかは、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

本細則は、平成10年5月27日から施行する。